

審査要領

令和8年6月

1. 審査の方法

- ① 書面審査は、エネルギー研究教育機構（以下「本機構」という）の教員が評定する。
- ② 審査者は、2の審査基準に基づき、「研究提案の要旨」及び「研究提案書」を審査し、採択候補課題を決定する。応募件数が多い場合、「研究提案の要旨」のみによる一次審査を実施し、二次審査（最終審査）の対象課題を選抜することもある。二次審査では、「研究提案書」を審査し、採択候補課題を決定する。
- ③ 採択候補課題については、本機構企画運営委員会で審議し、決定する。

2. 審査基準

次の観点に基づき「研究提案の要旨」及び「研究提案書」を審査し、総合評価を行う。総合評価の結果に基づき、採択候補課題を合議で決定する。

なお、総合評価において、受賞に値しないと評価した研究提案には、その理由を付すこととする。

- ① **博士後期課程における研究提案課題の視点・アイデアの独創性・波及効果**
 - ・ 柔軟な発想や手法等に基づく、斬新性、独創性の高い研究提案課題であるか。
 - ・ 科学技術、産業及び文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。
- ② **博士後期課程における研究提案課題の学術的背景、重要性**
 - ・ 研究提案に至った背景の学術的な意義が明確かつ分かりやすい記載となっているか。
 - ・ エネルギー研究における重要な研究課題であるか。
- ③ **博士後期課程における研究提案課題及び研究計画の妥当性**
 - ・ 研究計画、研究方法の実現可能性や妥当性は適切であるか。
 - ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ④ **博士後期課程における研究提案の明瞭性**
 - ・ 専門外の審査者から見ても十分理解できるような明確かつ分かりやすい記載となっているか。
 - ・ 全体的に平易な表現を用い、図や改行、スペース等を効果的に使用するなどして審査者が読みやすいように整理されているか。

(評定基準)

5	4	3	2	1
非常に優れている。	優れている。	十分である。	やや不十分である。	不十分である。

(総合評価の基準)

評 定	分布の目安
金賞 (5)	1 件程度
銀賞 (4)	2 件程度
銅賞 (3)	3 件程度
奨励賞 (1)	1 4 件程度
受賞に値しない	上記以外

ただし、応募件数が多い場合は、以下のとおりとする。(B) 二次審査の総合評価の結果に基づき、採択候補課題を合議で決定する。

(A) 一次審査

次の観点に基づき「研究提案の要旨」のみを審査し、総合評価を行う。二次審査の対象課題を合議で選定する。

なお、総合評価において、二次審査の対象に相応しくないと評価した研究提案には、その理由を付すこととする。

- ① 博士後期課程における研究提案課題の視点・アイデアの独創性・波及効果
 - ・柔軟な発想や手法等に基づく、斬新性、独創性の高い研究提案課題であるか。
 - ・科学技術、産業及び文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。
- ② 博士後期課程における研究提案課題の学術的背景、重要性
 - ・研究提案に至った背景の学術的な意義が明確かつ分かりやすい記載となっているか。
 - ・エネルギー研究における重要な研究課題であるか。
- ③ 博士後期課程における研究提案課題及び研究計画の妥当性
 - ・研究計画、研究方法の実現可能性や妥当性は適切であるか。
 - ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ④ 博士後期課程における研究提案の明瞭性
 - ・専門外の審査者から見ても十分理解できるような明確かつ分かりやすい記載となっているか。
 - ・全体的に平易な表現を用い、図や改行、スペース等を効果的に使用するなどして審査者が読みやすいように整理されているか。

(総合評価の基準)

評 定	分布の目安
非常に優れていて、二次審査の対象とすべきである。	20～25件程度
不十分な点があり、二次審査の対象に相応しくない。	上記以外

(B) 二次審査

一次審査と同様の観点に基づき「研究提案書」を審査し、総合評価を行い、金賞、銀賞、銅賞、奨励賞候補課題を合議で決定する。

なお、各観点の評定基準は、以下のとおりとする。

(評定基準)

5	4	3	2	1
非常に優れている。	優れている。	十分である。	やや不十分である。	不十分である。

また、総合評価において、受賞に値しないと評価した研究提案には、その理由を付すこととする。

(総合評価の基準)

評 定	分布の目安
金賞 (5)	1 件程度
銀賞 (4)	2 件程度
銅賞 (3)	3 件程度
奨励賞 (1)	1 4 件程度
受賞に値しない	上記以外

3. 秘密保持

審査者は、書面審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について第三者に漏らしてはならない。